

令和4年度
聖籠町農地等利用最適化推進施策
に関する意見書

令和3年11月
聖籠町農業委員会

聖籠町農地等利用最適化推進施策に関する意見書

貴職におかれましては、本町の農業・農村振興に積極的に取り組まれているとともに、農業委員会活動に対しましても、ご理解をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

当農業委員会は、従来から地域農業とともに、担い手の育成確保や農地等の利用集積を図るため、人と農地の調整活動に努め、地域に根差した集落営農組織の育成・確保と、その延長にある法人経営の推進に取り組んでおり、地域農業者の意見や集落の話し合いを通じて、「人・農地プラン」の実践に向けて支援を行っているところです。

昨今の新型コロナウイルスの感染拡大の進展は、農業分野においても移動や外出の自粛、休業等に伴う国産農畜産物の消費減退等による在庫の悪化、価格の低下、売り上げ減少等の大きな影響が出ており、2020年度の食料自給率は、昨年よりカロリーベースで1%下げて37%になったと農林水産省は発表いたしました。

本町においても、新型コロナウイルス感染拡大に伴う農産物価格の下落、農業資材の高騰による農業所得の減少、農業従事者の高齢化や後継者・新規就農者の不足等による耕作放棄地の増加等、農業・農村を取り巻く状況は一層厳しさを増しております。

つきましては、令和4年度の予算編成にあたって、町の基幹産業である農業を守り発展させることを主眼とし、農地利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の改善等に反映されるよう、農業委員会等に関する法律第38条の規定により意見書を提出します。

令和3年11月 5日

聖籠町長
西脇道夫様

聖籠町農業委員会
会長 駒澤 一男



1 持続可能な農業へ向けて

本町においても、認定農業者など担い手と言われる農業者が高齢化により減少し、更に、農業収入はコロナウイルス感染拡大長期化の影響等で米価等は下落し、多大な被害を被っている状況にあります。

担い手である農業者が、安定した農業経営を持続させるには、農地利用の最適化の推進はもちろんのこと、基盤整備、農業用施設整備や組織育成、園芸作物等を取入れた複合営農の促進、収入保険制度の啓発など総合的な農業支援策が重要と考えます。今後も関係機関・団体と連携を図りながら、持続可能な農業の確立に向けた支援策を講じられるようお願いいたします。

昨今、国内においては、コロナ禍による消費の減退、大規模な自然災害等により農業収入が減収しております。本町でも、コロナ禍による消費減退による減収のあおりは深刻となっておりますので、今後とも収入保険の加入促進等の支援に取り組まれるようお願いいたします。

今後の町の農業を担う後継者や新規就農者を確保するとともに、意欲のある農業者が将来にわたり安定的な農業経営を行えるよう支援をお願いいたします。

2 担い手への農地の集積・集約化について

農産物の生産コストを下げ増収を図るためには、耕作の事業に供される農地を効率的に耕作できる集積・集約化が必要です。そのため、農地中間管理事業の活用、人・農地プランの実践に向けた地域での取り組みや基盤整備事業の活用などにより、担い手への集積・集約がより一層図られるよう支援をお願いいたします。

現在、町内7地区において基盤整備事業を推進する地区協議会が設立されており、地区の話し合いの中で、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、積極的に関わってきております。基盤整備事業が早期に竣工されるよう、事業主体である県等関係機関と連携を図り、早期竣工に向け推進をお願いいたします。併せて、人・農地プランの実践や基盤整備事業の推進により、一経営体の経営面積が増大することに伴い発生する焼却できない大量のもみ殻の処理や基盤整備事業の要件である2割園芸導入等の課題の解決について、町当局には社会情勢を踏まえながら関係機関と連携しつつ、担い手とともに取組まれるようお願いいたします。

3 耕作放棄地の発生防止・解消について

高齢化による労働力不足や所有者不明に伴う農地の管理不全など様々な要因による耕作放棄地が増加しています。耕作放棄地には、解消が難しい荒廃農地も多くあり、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地所有者等への指導のみでは、解消に限界があります。そのため、基盤整備事業の推進や遊休農地対策事業補助金の拡充など具体的な施策を講じ、耕作放棄地の発生防止・解消に支援いただくようお願いします。

また、近年、果樹の耕作放棄地が増加しています。「果樹の町 聖籠」を維持・発展させるため、果樹振興策として、果樹園の団地化や幼木の未収益期間の支援などに取り組み、その結果として耕作放棄地の発生防止・解消となるようご協力をお願いします。

4 農業委員会の体制について

農業委員会は、農地利用の最適化に取り組んでおります。人・農地プランの実践では、町当局等と連携し業務を遂行しなければなりません。また、町内7地区で話合いが進められている基盤整備事業は、農地中間管理事業と高い関連があり、その推進は、農業委員会に多大な事務負担を生じさせているところです。つきましては、増加する農業委員会業務に対応するために、農業委員及び事務局職員の配置を引続き講じられるようお願いいたします。